

第1回「化学物質と環境に関する政策対話」
議事録

- 1 日時 平成24年3月27日（火）13:00～15:00
- 2 場所 全日通電が関ビルディング 8F 大会議室A
- 3 出席者

【メンバー】

明治大学理工学部 専任教授	北野 大（座長）
国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授	亀屋 隆志
早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授	村山 武彦
一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会 製品化学物質管理部会副会長、トヨタ自動車株式会社 主婦連合会 環境部長	浅田 聡
日本石鹼洗剤工業会 専務理事	有田 芳子
【代理：日本石鹼洗剤工業会 企画部長	石井 茂雄
電機・電子4団体、三菱電機株式会社 環境推進本部専任	戸田 正一】
農林水産省大臣官房環境政策課長	宇佐美 亮
【代理：大臣官房環境政策課地球環境対策室長	榎本 雅仁
日本生活協同組合連合会 環境事業推進室長	大友 哲也】
大阪府環境農林水産部環境管理室長	大沢 年一
【代理：大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課課長補佐）	笠松 正広
オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク 運営委員	奥田 孝史】
【代理：オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク 運営委員	橘高 真佐美
経済産業省製造産業局化学物質管理課長	粟谷 しのぶ】
一般社団法人日本化学工業協会、住友化学株式会社 理事・生物環境科 学研究所長	河本 光明
ジャーナリスト・環境カウンセラー	坂田 信以
一般社団法人日本化学工業協会 常務理事	崎田 裕子
日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局長	庄野 文章
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局長	杉山 豊治
NPO法人有害化学物質削減ネットワーク 理事長	中下 裕子
【代理：NPO法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	中地 重晴
厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室長	角田 季美枝】
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長	長谷部 和久
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長	早水 輝好
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー	半田 有通
日本化学エネルギー産業労働組合連合会JEC総研代表	村田 幸雄
	山本 喜久治

4 議題

- (1) 「化学物質と環境に関する政策対話」の設置について
- (2) 化学物質と環境に関する現状と今後の課題について
 - 1) 内外の化学物質対策の現状と課題
 - 2) 政策対話で取り扱う当面の課題と今後のスケジュール
- (3) SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）国内実施計画の策定について
- (4) その他

5 議事

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。まだ二、三、お見えでないメンバーの方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、ただいまより化学物質と環境に関する政策対話を開会いたします。

本日の事務局を務めます、環境省環境保健部環境安全課の福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境省環境保健部長の佐藤より、ごあいさつ申し上げます。

○佐藤環境保健部長 皆さん、こんにちは。環境省環境保健部長の佐藤でございます。今日は、年度末、大変お忙しい中、第1回目の化学物質と環境に関する政策対話を開催いたしましたところ、メンバーの皆様はもとより、傍聴の方も含めまして、多数お集まりをいただきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思いますが、今日お集まりの皆様、平成13年度に設置されました化学物質と環境円卓会議を覚えておいでのことと思います。平成13年度に設置されて以来、昨年度まで26回開催されまして、お陰様で各主体、ステークホルダーと呼んでいいのでしょうか、各主体の相互理解が相当程度促進されてきたものと考えております。今般、この化学物質と環境円卓会議を発展的に解消させまして、こうした形で政策対話ということで発足させることになったわけでございます。事務局は私ども環境省が務めさせていただきますことになりました。

環境省は、これまで円卓会議で培ってまいりました相互理解をベースにしまして、この政策対話が化学物質の安全・安心の一層の確保に向けました意見交換、合意形成の場となるよう、期待を申し上げております。今後の議論の中で合意形成が進むような事項につきましては、政策提言として取りまとめていただき、広く社会に発信していただくということも考えております。さらに、この政策対話は、新たに労働団体あるいは厚生労働省の安全衛生部門にも参加いただきまして、本日はちょっと遅れていらっしゃるかもしれませんが、外務省からもオブザーバーとしてご出席いただくなど、関係各省、それから方面の幅広い参加を得ながらご議論をいただくということで考えております。

先ほども申し上げましたように、こうした化学物質というやや専門的な内容、難しい内容、こういった内容の安全・安心の一層の確保という点では、議論の透明性ということも重要でありまして、このような形でオープンでやらせていただいておりますけれども、そうした中でも幅広い関係者が自由闊達に意見交換を行っていただき、合意形成ということが非常に重要になってくると思います。どうかその点をよろしくお願い致します。

なお、この会議、対話と申しますか、各省からの参加者につきましては、前回までと異なりまして課室長クラスで議論に参加するというようにしております。これは内容を深めていくという意味では、むしろ課室長がいいのではないかとこの考えがあったからでございます。そういうこともございまして、私、あいさつが済んだ後はちょっと端のほうの席に移らせていただきまして、皆様方の議論を見守るといことにしたいと思っておりますので、この点もどうかご了承をお願いいたします。

いずれにしても、簡単ではございますけれども、代表して、開会に当たりましてのあいさつにかえさせていただきます。どうか本日はよろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、本日の出席者をご紹介申し上げます。

正面中央、明治大学理工学部専任教授、北野大先生でいらっしゃいます。

正面向かって右手、横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授、亀屋隆志先生でいらっしゃいます。

向かって右手、早稲田大学理工学術院創造理工学部教授、村山武彦先生でいらっしゃいます。

メンバーの皆様には事前にご案内しておりますが、北野先生には座長を、また、亀屋先生、村山先生には座長代理をお願いしております。

続きまして、その他のメンバーの皆様をご紹介いたします。向かって右手から五十音順で着席いただいております。

では、まず一番右でございますが、日本自動車工業会環境委員会製品化学物質管理部会副部長、トヨタ自動車株式会社、浅田様でいらっしゃいます。

続きまして、主婦連合会環境部長、有田様。

続きまして、日本石鹼洗剤工業会専務理事、石井様。本日は代理で戸田企画部長においでいただいております。

続きまして、電機・電子4団体、三菱電機株式会社環境推進本部より宇佐美様。

続きまして、農林水産省大臣官房、榎本環境政策課長の代理といたしまして、大友地球環境対策室長。

日本生活協同組合連合会、大沢環境事業推進室長。

大阪府環境農林水産部、笠松環境管理室長の代理といたしまして、環境保全課、奥田課長補佐。

オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク運営委員、橘高様の代理といたしまして、同ネットワーク、粟谷様。

経済産業省製造産業局、河本化学物質管理課長。

日本化学工業協会、住友化学株式会社理事・生物環境科学研究所長、坂田様。

そのお隣、後ほど遅れておいでになるかと思いますが、ジャーナリスト・環境カウンセラーの崎田様。

1人置きまして、日本化学工業協会、庄野常務理事。

続きまして、日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長、杉山様。

続きまして、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長、中下様。

続きまして、有害化学物質削減ネットワーク、中地理事長の代理といたしまして、同ネットワーク、角田理事。

続きまして、厚生労働省医薬食品局、長谷部化学物質安全対策室長。

続きまして、環境省総合環境政策局環境保健部、早水環境安全課長。

続きまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部、半田化学物質対策課長。

続きまして、世界自然保護基金ジャパン、シニアオフィサー、村田様。

続きまして、日本化学エネルギー産業労働組合連合会JEC総研代表、山本様。

あと、後ほど遅れまして、外務省国際協力局地球環境課から青山企画官がご到着の予定でございます。

また、この政策対話は公開で開催しており、一般傍聴者の方々に加えまして、その中にプレスの取材の方々も傍聴席においでになることを申し添えます。

続きまして、配付資料を確認させていただきます。お手元のクリップ止めの資料をご覧くださいませ。

1枚目が議事次第(案)。その下に、今ご紹介いたしました出席者一覧と座席表。資料1が設置要綱、資料2-1から2-3までが国内関係の説明資料でございます。資料3がSAICMについて。資料4が今後の検討課題及びスケジュール。資料5がSAICM国内実施計画の策定について。あと、A3の大きな表になりますが、参考資料といたしまして、SAICM国内実施計画の構成(案)と世界行動計画の各項目との対応表。あと、メインテーブルにおつきのメンバーの皆様にはだけお配りしておりますけれども、SAICMの世界行動計画という、およそ80ページの文書がございます。不足がある場合は挙手でご連絡ください。

ただいまご到着、ご着席になりましたのが、メンバーのうち、ジャーナリスト・環境カウンセラーの崎田裕子先生でいらっしゃいます。ご紹介いたします。

資料の不足などありましたら、お手を挙げてお知らせくださいませ。

あと、一般傍聴の皆様には、入場時に本日のご感想などをご記入いただくアンケート用紙をお配りしております。お帰りの際に受付にボックスを用意しておりますので、そちらにお入れくださいますよう、お願いいたします。

それでは、以降の進行は座長の北野先生にお願いいたします。

○北野座長 改めまして、化学物質と環境に関する政策対話の座長を務めさせていただきます、明治大学の北野です。

メンバーの先生方には活発なご議論をいただきながら、この目的を達成したいと思っております。今日は1時から3時、あと2時間弱しかなくて、基本的な方針を決めるなり、たくさんのご議論がございます。メンバーの先生方を見ましたら20名以上おります。ということは、1人3分しゃべったら、もういっぱいになってしまうわけです。その意味で、できるだけ多くの方にいろいろ発言していただきたいので、できれば1分程度でしゃべっていただくと。テレビ局だとバツを出すのですが、そんな失礼なことはしませんので、自己管理で短い時間で要点をしゃべっていただくと。できるだけ多くの方にいろいろな観点からご意見をいただいて、それで、この目的を達成したいと思います。そういう意味で、多少議長も横暴になるかもしれませんが、どうぞご理解ください。

それでは、最初に、この会議の目的は、もちろん先ほど佐藤部長からもごあいさつがありましたのですが、まず事務局から、設置要綱(案)、それについて説明をお願いします。

○事務局 はい。資料1、設置要綱(案)をご覧ください。

まず、趣旨でございますけれども、昨年度までの円卓会議は、化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場、すなわち、いわゆるリスクコミュニケーションの場として設置されておりました。この政策対話は、この資料1にございますとおり、これまでの円卓会議の蓄積を踏まえて、一步踏み込みまして、そこにありますように、さまざまな主体による化学物質と環境に関する意見交換、合意形成の場として設置し、参加者の合意が得られる事項については、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指したいというふうに考えております。

なお、後ほどの議題2の で今後の課題とスケジュールでご説明いたしますが、具体的な政策提言のテーマや内容については、今後の政策対話の積み重ねの中で見出されてくるものというふうに考えております。

構成メンバーは、先ほどご紹介したとおりでございます。円卓会議よりもスコープを拡大し、厚生労働省労働基準局安全衛生部や労働団体にもご参加いただきまして、労働環境、家庭用品対策なども含めた、より広範かつ包括的な議論をお願いしたいと考えております。また、先ほど部長の佐藤のほうからごあいさつを申し上げましたとおり、より具体的な議論を促進するため、役所の代表者は課室長レベルとさせていただきたいと思っております。本日、厚労、農水、経産、環境の4省、あとオブザーバーで外務が参加しておりますけれども、その他の関係府省にもメンバーあるいはオブザーバーとしての参加を呼びかけているところでございます。本日、後ほど遅れて外務省がおいでになるかと思っております。

あと、円卓会議のメンバーの方は個人の資格でご発言いただく場面が多かったかと思っておりますが、政策対話の場合は、その性質上、組織の代表としてご発言いただく場面も多いかと思っております。このため、設置要綱の案の2の(3)にありますとおり、「構成メンバーは、必要に応じ、代理の者又は議題に応じた説明者等を会合に出席させることができる。」とすることを提案したいと思っております。

また、議題は、政策対話の合意事項は各回お決めいただこうと思っておりますけれども、議題によっては、その内容に応じたアドホックといいますか、臨時な参加者が必要になるかもしれないというふうに考えております。このため、2の(4)にありますとおり、「政策対話は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。」とすることを提案したいと思っております。

開催につきましては、本日、既にこれは公開で開催させていただいておりますけれども、政策対話の会合は、原則として公開で行うことを提案申し上げたいと思っております。

なお、円卓会議の時代には、ビューロー会合という名称で、メンバー有志間で次の議題などについて議論をする会を開催しておりましたけれども、政策対話でもこれを踏襲いたしまして、メンバーの方々による非公式の事前会合、打ち合わせなどを適宜開催してはどうかというふうに考えております。

進行につきましては、先ほどご紹介いたしましたとおり、座長の北野先生にお願いすると。北野先生のご都合がつかない場合は、座長代理の亀屋先生、村山先生にお願いしたいというふうに考えております。

議題ですが、これは政策対話に自らご決定いただきたいというふうに考えております。メンバーからご提案いただきまして、それを対話でご議論いただいて、コンセンサスが得られたものを次回の議題とするということを想定しております。ただし、本日は第1回でございますので、事務局のほうで議題をご用意いたしました。次回以降の議題につきましては、後ほどの議題でご議論いただきたいというふうに思っております。

その他の設置要綱はそちらに書いてありますとおりでありますが、会合の議事録、議事要旨、あるいは配付資料というものは、ご確認いただいた上で、原則として政策対話のホームページ上で公開するということを考えております。原則としてと申し上げましたのは、議題によりましては、例えば、企業秘密などに関わるような資料ですとか図表というものも出ることがあり得るかというふうに考えておりました、そういったものは省略いたしますが、そうでないものは原則として公開してはどうかというふうに考えております。あとは、最後にございますとおり、上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は政策対話でご決定いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○北野座長 ありがとうございます。多くの方が円卓会議からの継続という方でいらっしゃいますし、また新たにメンバーに入られた方もいらっしゃいますので、特に、今、事務局から、従来の円卓会議と今回の政策対話がどう違うかという、そこを主に説明いただきました。合意形成の場にしたい、それから、政策提言の場にしたいと。それから、従来のスコープを拡大すると。それから、どちらかといえば、個人の資格でなくて組織の代表として発言いただきたい、そのようにおっしゃっています。この設置要綱につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○村山座長代理 よろしいでしょうか。

○北野座長 どうぞ。

○村山座長代理 私、円卓会議に参加をしていなかったものですから、その辺も含めて伺いたいのですけれども、まず趣旨のところ「合意形成の場」、今、北野先生もおっしゃった点ですが、字面だけ見るとかなりこれは広範なイメージがあって、こちらで扱う内容は非常に幅が広いので、「合意形成の場」と書いてしまうと、やや厳しいのかなという気もするのですが、ニュアンスとしては、合意形成を目指す場というイメージでよろしいのかどうかということが一つです。

それからもう一つは、その他の(1)である議事録の件なのですが、先ほど部長からもお話があったように、このテーマは非常に公開性が重要だと思いますので、ぜひ議事録もしっかりしたものをつくられてはどうかと。例えば、発言者ごとの記名でまとめていただくようなことをお考えいただければいいのかなというふうに考えております。

○北野座長 ありがとうございます。合意形成を目指す、「目指す」という言葉を入れたらどうだろうかという提案ですが、事務局、いかがですか。すべての領域で合意ができることは私も思っていませんが、いずれにしろ、目指して何とか合意したいということによろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

○北野座長 はい。

それから、議事録については、しっかりした議事録をつくっていただきたいということです。これは国の会議ですから、従来どおり行おうと思います。ありがとうございます。

ほかにご意見、また質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

はい。村田さん、どうぞ。

○村田氏 この対話の場へのインプットは、基本的にはここに参加したメンバーが中心になると思いますが、必ずしもこのメンバーですべての関係者を代表しているとは言えません。参加していない国民の皆様、事業者の方々からのインプットをどう考えているのでしょうか。

○北野座長 わかりました。事務局も用意していると思いますので、では、この件は事務局から、どういうふうにメンバー以外の方のインプットを反映させるかということでご説明いただけますか。福島さんですか。

○事務局 はい。今考えておりますのは、一つには、例えば、本日、日本化学工業協会においていただいておりますけれども、その中にもいろんな会員企業ですとか、いろんな業界団体も会員として入っておられると。当然、そういったものを日化協さんに代表してお話しいただく場合もあるだろうと。あるいは、本日おいでの方の市民セクターからのメンバーの中には、オフネットワークですとか有害化学物質削減ネットワークのように、ネットワーク型で幅広いNGOが入っておられる団体もいらっしゃいますので、そういうネットワークの意見といったものは、吸い上げてという語弊があるのかもしれませんが、ある程度代弁していただくことは当然可能であろうというふうに思っております。あとは、議題に応じましてパブリックコメントといったものも行いたいというふうに思っております、そういった形でできるだけ幅広い方々のご意見といったものを吸収していきたいというふうに思っております。

○北野座長 よろしいでしょうか。今日は時間もないので、従来の円卓会議ではフロアの方にも発言を求めたのですが、多分無理だと思っておりますので、今日は、発言はメンバーだけということでご了解いただきたいと思います。

ほかにいかがでしょう。

崎田メンバー、今日は途中で退席されますね。

○崎田氏 はい。

○北野座長 それでは、今のうちに、この政策対話について期待するものなりなんなり、ちょっと先に意見を言っていただけますか。まだ早いですか。いやいや、発言しないで帰っていただくのも申し訳ないので、今のうちに。大体、設置趣旨については、もちろんご理解いただいていると思っておりますので、それに対する希望なり、お考えをいただければと思います。お願いします。

○崎田氏 すみません。申し訳ありません、先にお時間をいただきまして。

化学物質に関しては、本当に産業界の取組とともに、本当、消費者が身近にどういうふうにかきちんと管理するかという、もう社会全体に関わる課題ですので、こういうすべての方の対話の場というのがあるということが、やはりこの分野には大変重要だというふうに思っております。そういう立場だけではなくて、やはり今、それを所管するのが全部のいろんな省庁が所管しておられるので、そういうところからも大勢の方が来てくださるとというのが、そういう意味では、非常に皆さんできちんと意見交換をして、方向性をきちんと見出していくということに対しては大変期待できるのではないかとこのように思っております。そういう意味で、できるだけ、政府の各審議会等ではなくて、やはり皆さんでテーマやなんかをしっかりと出し合いながら、できるだけ現場に即したような形で取り組んでいければいいなというふうに期待しております。

先に一言申しました。ありがとうございました。

○北野座長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

それでは、議題の2、化学物質と環境に関する現状と課題に移りたいと思います。

まず、内外の化学物質対策の現状と課題のうち、まず国内の状況について、事務局からご説明をお願いします。資料2-1ですね。お願いします。

○事務局 はい。資料2-1をご覧ください。資料2-1、これは、現在、パブリックコメント手続中の第四次環境基本計画、環境基本法に基づきます環境基本計画のうち、次期の計画のうち化学物質関係の記述を抜粋させていただいたものでございます。現在、パブリックコメント中ですので、若干の文言の変更などはこれからあるかもしれませんが、今後、パブコメを踏まえて修正の上、近日中に閣議決定予定というふうに聞いております。

このうち1ページから5ページにかけては、「取組状況と課題」という章になっておりまして、これが関係省庁の事務レベルで合意した化学物質についての現時点での取組状況と課題ということでございます。ただ、一言申し添えますと、あくまで環境基本法に基づく環境基本計画でございますので、いわゆる環境問題についての記述が中心でございます。後ほど厚生労働省さんから、厚生労働省さんの守備範囲につきまして、ご説明をお願いしているところでございます。そういう留保つきではございますけれども、各省の現時点での現状認識というこ

とで、これをご紹介します。

まず1ページ目、「取組状況と課題」の総論でございますけれども、総論の第1段落でございますとおり、現代社会では多種多様な化学物質が利用されておりまして、我々の生活に利便をもたらしておりますけれども、その一方で、物によりましてはリスクがあるものもあると。その際、物質によりまして、発生源、存在状況、性状なども様々でございますので、第1段落の下4行でございますとおり、今、環境リスクを科学的に評価し、その結果に基づいてリスクをできる限り低減し、その過程において関係者が正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることを基本として化学物質対策を進める必要があるということが、これを共通認識として関係省庁が対策を進めているところでございます。

さらに、近年クローズアップされている視点といたしましては、こういうリスクをトータルで削減していくためには、ライフサイクルの各段階、製造、使用、廃棄までの各段階におきまして、さまざまな対策手法を組み合わせた包括的なアプローチを推進することが重要であるということも、これも各省の共通認識と言ってよろしいかと思います。こういったリスクの概念は、第3段落でございますとおり、第一次環境基本計画、平成6年に打ち出されまして、その後、累次、その考え方は、深掘りといえますが強化されてきております。

あと、国際的には後ほどの議題でご紹介いたしますが、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議、ヨハネスブルグサミット、WSSDで合意されました、いわゆる「WSSD2020年目標」という、2020年までにリスクの最小化を実現するという目標に向けまして、これも後ほどの議題でご紹介いたしますSAICMという国際戦略が採択されておりまして、おめくりいただきまして2ページ頭にありますとおり、このSAICMに沿って我が国も化学物質対策に取り組むべきことというふうに、平成18年4月に閣議決定されました第三次環境基本計画で定められております。

その平成18年の第三次環境基本計画以降の主な取組の状況を、2ページ以下にまとめてございます。

まず、2ページの(2)環境リスクの評価。あと、その下、環境リスクの管理。あと4ページに行きまして、安全・安心の一層の確保、いわゆるリスクコミュニケーション。そして、国際的な課題への対応という四つの柱に束ねまして、現状認識をまとめてございます。

2ページにお戻りいただきまして、環境リスクの評価でございますが、第1段落でございますとおり、いわゆる一般用、工業用の化学物質につきましては、化学物質審査規制法に基づき、必要な審査、あるいは、場合によっては規制措置を講じていると。あとは、世の中に数万物質ございます既存化学物質の安全性点検というの、これまで自主的な点検というの進めてきておりますけれども、化学物質審査規制法を一部改正いたしまして、今年度、平成23年度から既存化学物質も事業者からの届け出対象といたしまして、リスク評価を実施することとしております。農薬につきましては、農薬取締法に基づく対策といったものが行われております。

あとは、リスク評価の前提となるばく露情報につきましては、環境省あるいは関係省庁によるさまざまな環境中での実測調査モニタリングや、PRTR制度によりまして排出量の把握といったものが行われております。あと、手法につきましては、OECDの枠組みでさまざまな手法の高度化などが進められております。

以上が現状でございますけれども、これを踏まえた課題といたしましては、2ページの一番下の段落でございますとおり、今後はばく露情報の一層の収集・活用や、各種のモデル・手法の高度化、あるいは製品のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化に向けた評価手法のさらなる高度化といったことを進めていく必要があるというのが認識でございます。

リスクの管理といたしましては3ページでございますが、第1段落でございますとおり、工業用、農薬、それぞれ化審法、農薬取締法に基づく規制が行われておると。あるいは、第2段落でございますように、PRTR制度によりまして排出量を把握すると。それによりまして、幅広い化学物質の排出量を把握する。事業者の自主的な管理の改善を促すことによりまして、排出量は全体として低減傾向にございます。特にリスクが高い物質につきましては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法による排出規制を講じている。次の段落へ行きまして、土壌汚染対策法、あるいはその下の段落に行きまして、有害な化学物質を含む廃棄物につきましては、廃棄物処

理法あるいはPCB廃棄物特別措置法といった法律に基づきまして、それぞれ必要な措置が講じられるほか、最近では製造者による環境配慮設計ですとか、有害物質の使用の削減といった自主的な取組を促進し、有害物質の適正な回収・再生・処分の仕組みを整備することが、主に廃棄物あるいはリサイクル関係者の世界で、議論、実施されております。

あとは、下から2番目の段落でいきますと、地方自治体におきましては、地域の状況に応じたリスクコミュニケーション、その他の先進的な事例を講じている。一番下の段落でございますけれども、事業者におきましては、日化協さんなどが熱心に取り組んでおられますが、レスポンシブル・ケア活動やJIPSというような情報伝達の仕組みが整備されております。あとは、4ページにかけましてですが、有害大気汚染物質対策も事業者により自主的な削減が進んでおりまして、相当程度、排出量、濃度は減少してきております。

こういったこれまでの取組により、特にリスクが高い物質については一定の成果を上げてきておりますけれども、今後の課題といたしましては、各種の取組を一層効率的、効果的に進めていく。または、その関係法令の円滑な施行、事業者による自主的な取組を一層推進するとともに、役所といいますか、関係法令、制度間の連携を強化していくことが必要であるというふうに認識しております。

安全・安心の一層の確保につきましては、地方自治体あるいは業界団体、あるいは行政によりまして、いろいろなりリスクコミュニケーションの活動が進められてきておりますが、(4)の第1段落の後段でございますとおり、世論調査の結果などを見ますと、まだ一般の方には、化学物質に対する不安感というものが必ずしも払拭されていないのではないかとというふうに考えております。それに関連いたしまして、内分泌かく乱作用ですとか、子どもの健康と環境についての全国調査、いわゆるエコチル調査といった取組も進めておりますけれども、今後の課題といたしましては、そういった未解明の問題への対応も含めまして、このリスクコミュニケーションあるいは情報発信というものを一層積極的に進めていく必要があるというふうに認識しております。

国際的な課題といたしましては、4ページ一番下から5ページにかけてでございますけれども、後ほどの議題でご説明いたしますSAICM、あるいは5ページに行きましてPOPs条約ですとか、現在交渉中の水銀条約、あるいはGHSといったさまざまな国際的な取組に参加、我が国としても推進しているところでございます。

今後の課題といたしましては、2番目の段落にありますように、アジアへの協力も含めまして、我が国の経験・技術を活用した国際協力ですとか、OECD関連の国際条約とか、国際的な枠組みへの参加といったものを引き続き推進していくことが必要だというふうに認識しております。

以上、駆け足ではございますが、現状認識をご説明いたしました。5ページ以降は、後ほどの議題でまたご説明いたします。

○北野座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、家庭用品対策について、厚生労働省医薬食品局、長谷部化学物質安全対策室長からご説明をお願いします。

○長谷部氏 はい。では、厚生労働省の家庭用品関係の取組に関しまして、ごく簡単にご説明させていただきます。資料が2-2でございます。

私ども化学物質安全対策室では、2のスライドでございますように法律的には主に三つの法律を所管しておりまして、化審法と家庭用品規制法、毒劇法でございます。化審法は経産省さん、環境省さんと3省合同でございます。今日は主に家庭用品の関係でご説明させていただきます。スライドの3ページをおめぐりいただいて、よろしく申し上げます。

家庭用品の安全対策の体系を図示しておりますが、簡単に申しますと、モニター情報等で家庭用品関係の事故情報を集めまして、関係省庁、専門家と相談しながら、公表あるいは対策をとっていくというものでございます。

スライド4のほうで安全対策の主な柱を示させていただいております。一つは、法律に基づきます基準値の設定でございます。2番目としましては、安全衛生自主基準、安全確保マニュアルということで、こちらは商品群をターゲットにしまして、特に事故情報が多い商品群に対

して、今後、安全な製品をつくっていくにはどうしたらいいかというような、その参考になる基準等でございます。3番目でございますが、家庭用品健康被害病院モニター報告と申しまして、実際の事故情報を年度ごとに集めまして分析して、事故の概要、それから対応策を公表しているところでございます。4番目も大きな事故につきましての報告・公表という制度でございます。

スライド5以降で、やや詳しくご説明させていただければと思います。

まず、法律に基づきます基準値の設定ということで、現在20物質——例えば一番上の左ですと、塩化水素、硫酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウムにつきまして、住宅用の洗剤の液体のものについて設定しております。そのほか見ていただきますと、ホルムアルデヒドは繊維製品等でございます。右側のほうにも設定したものがございます。こうした非常に有害性の高いものについては、基準値を設定して、基準値を超えたものの製造、販売等を禁止しているところでございます。

それから、スライド6でございますが、先ほども少し申しましたように、非常に家庭用品というのは多種多様ですので、細かく製品ごとに規制すると対応できないということもございまして、製品群ごとにとということで、モニター報告等でこれまで事故情報が多かったものを中心に、自主基準のほうの策定に協力しております。これまでに策定されたものとしましては、ウェットワイパー類、芳香・消臭・脱臭剤、家庭用カビ取り剤・防カビ剤等でございます。業界団体のほうで自主基準を設定して、こちらのほうでも自治体等に自主基準を設定したということで公表し、事業者へ守られるよう周知しているところでございます。そのほかの家庭用品規制法の法律では、事業者の責務としまして、包括的な規定でございますけれども、事業者が製造・輸入等を行う場合には、家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、当該物質により人の健康に係る被害が生じることのないようにしなければならないという規定がございます。

次をめくっていただきまして、スライド7でございますが、安全確保マニュアルということで、先ほどの自主基準を一步進めまして、より安全な製品を設計、製造、あるいは情報収集をして、より安全性を高めるということを行うために必要な情報ということで、どういう情報を集めて、どんな検討をして、今後どう対策をするかといったものをまとめてございます。これまで、防水スプレーから家庭用洗剤・漂白剤等、五つのものについてマニュアルを公表してございます。これも製品群ごとのということで、より事故の多いものということを中心に、策定してございます。

それから、実際の事故事例の収集方法でございますが、スライド8にございます。モニター情報報告制度といいまして、医療機関あるいは日本中毒情報センター等の協力を得まして、毎年、実際の症例報告をいただいて、分科会ごとにその検討をしていただいております。

実際のほうをスライド9、10で見いただければと思います。全体の報告件数と、吸入、小児、皮膚という三つの分科会で、専門医等でそれぞれの事故症例を検討いただいております。概要がスライド10になりますが、皮膚障害と小児の誤飲事故、吸入事故に分けて、まとめさせていただきます。傾向的には、皮膚障害のほうは、装飾品、洗剤等が多かったと。それから、小児の誤飲については、タバコ、医薬品、玩具等ということでございます。吸入事故としましては、殺虫剤、洗剤、漂白剤等でございます。

次のページに行きまして、小児の誤飲事故の発生件数を年齢ごとに示させていただいております。こういった実際の症例を毎年集めまして、先ほども申しましたように、分科会ごとに詳細に検討して、報告書をまとめて、ホームページのほうに公表させていただいております。その後、再発防止のためにパンフレットをつくっております。症例を専門家の先生に分析していただいて、どういう観点を守ればこういった事故が防げるかということで、数枚のものですが、イラストも含めまして消費者啓発用にパンフレットを作成させていただいております。こういったものもできるだけ周知しまして、事故のほうを減らしていければなというふうに考えてございます。

それから、大きな事故につきましては、スライド12、13にありますように、そのたび、事故ごとに公表するような制度でございまして、ホームページで周知あるいは警告を出している

ところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○北野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、職場における化学物質管理の現状についてということで、厚生労働省安全衛生部の半田化学物質対策課長からご説明をお願いします。

○半田氏 それでは、ご説明申し上げます。

まず最初に、ぜひ皆様方にご認識をいただければと思いますのは、化学物質といいますが、やはり環境問題ということをお考えになるようでございますけれども、実は毎年毎年、たくさんの方々が被災されておられるということ、やはりこの危険な化学物質を実際に取り扱っている労働者の皆さんがかなり高いリスクを負っておられるということ、ぜひご認識いただきたいと思うのです。大体休業4日と、私どもはこの辺りを一つの境にしておりますが、年間600人から700人の方が被災されておまして、また、20名から30名の方が毎年亡くなっております。正直申しまして、この二、三十名のうちのかなりの部分は、一酸化炭素中毒という、割とオーソドックスと言ったら言葉が悪いですが、そういう事故なのでございますけれども、中には、例えば、ご記憶があるでしょうか、昨年夏、8月だったと思っておりますが、千葉の事業所で、あるプラントの設備工事に入られた方がFRPのタンクの上に乗ってしまいまして、それを踏み抜いて中に落ちてしまったと。中には塩酸が入ってございまして、この塩酸の中で焼かれて、それを助けようとしたもう1人の方も落っこって、お二人とももたえて亡くなっているのです。こういうことがあります。それから、これは一昨年だったと思っておりますが、大阪の事業所では、ある事業場の開発部門に入られた、まだ大学院の博士を出たばかりの方だったのですが、その方が化学物質の合成作業をやっておられる途中で、自らつくった化学物質にばく露して亡くなってしまうと。まだ20代でしたけど、こういう悲惨な事例もございまして。こういうふうに労働者の皆さんがそういうリスクを負いながらやっておられるということ、ぜひご理解いただきたいと思っております。

そこで、私どもですけれども、こういう労働者の皆さんを化学物質の危険——化学物質だけではないのですが、労働災害から守るための法律といたしまして労働安全衛生法というのがございまして。これの中で、化学物質についてもさまざまな規制をしております。今、職場で使われている化学物質というのは、総数約6万物質と言われております。資料2-3の一番上の真ん中に書いてございまして、約6万物質と言われてございまして、この6万物質に対しまして、その危険有害性の程度に応じて、この労働安全衛生法とその省令などなどのこの体系の中で規制をしているところでございます。

まず、その一番厳しいもの。これはなかなかコントロールが難しいから使わないようにしようというのが「製造禁止」。正確には「製造等禁止」でございまして、製造、輸入が禁止されているものというものでございまして、これもご案内のとおり、アスベスト、こういったものが含まれてございまして。それから、それほどではないけれども、やはり相当に注意をしておいていただく必要があるなということで「製造許可」。大臣の製造許可に係らされているものが7物質ほどございまして。このほかに、化学物質のばく露を防ぐためのさまざまなコントロール、例えば局所排気装置といいますが、大きなフード、何といいますが、換気扇の大きなものと思っただけでいいでしょうか、そういったものを設置するような義務をつけたり、あるいは呼吸保護、防毒マスクとか防じんマスクですね、こういったものの着用を義務づけたりとかいうようなこともやっております。こういったものを義務づけているということで、特別な規制に係らせているものが104物質ほどございまして。

このほかに、まだ特別規制にかけるほどではないけれども、危険有害性があるので、これをきちんと伝達しておく必要があるだろうと。危険有害性を知ることがいろんなコントロールの基本でございますので、こういったことをきちんと法令でもって、物質の譲渡提供に当たって、この情報を提供しなさいと義務づけているものが640物質程度ございまして。この640の中から、今、私どもは年間20から30ぐらいの物質を自らリスク評価を行ってございまして。リスク評価というのは、その化学物質の危険有害性を確認し、それがどういう使われ方をしているか。ご案内のとおり、危険性が高くて、ほとんどの労働者がさわらない、全くさわらな

いのであれば、リスクは極めて低くなります。逆に、ハザード、危険有害性はそんなに高くなくても、まあ、そんなことは実際にはないと思いますけども、素手でさわったりすると、これはまた非常に危険なわけでございますね。そういう取り扱いの状況とこのハザードの状況を勘案いたしまして、リスクを判断いたしまして、これは規制が必要だということになりますと、規制のほうに回していく。そういったことをやってございまして、これを今やっているところでございます。

これが現状でございますが、こういった中で、これだけでは私どもまだまだ当然十分とは言えませんので、いろいろなことを検討していらっしゃるわけでございますが、一つの方法といたしまして、この危険有害性情報をきちんと伝達していただく、そういうルールをつくらうということをお考えました。先ほど申し上げましたように、640物質については既にもう義務がかかっているわけでございますが、それ以外のものでも危険有害性があるのではないかとされている物質が4万物質程度と言われてございまして、こういったものにつきまして、危険有害性があるとされているすべての化学物質について、情報を伝達していただくような仕組みをつくっていく必要があるのではないかと。そして、そういったものを踏まえながら、合理的な化学物質管理を促進していく必要があるのではないかとというようなことが、実は私どものところに置きました専門家の皆さんの検討会でご提言をいただいたわけでございます。それが左端でございます。

これを踏まえまして、そういうルールを先般定めました。この裏側をご覧ください。背景・現状は先ほどご説明したとおりでございます。今後の方向性のところがございます。職場において使用されるすべての危険有害な化学物質の危険有害性情報を広く関係者に伝達すると。そして、その事業場の内部では、今度は作業員の皆さんにそういう情報をきちんと伝達する。こういう仕組みをつくらうということでございます。そういうことで、私どもの関係省令を改正いたしまして、これに基づく化学物質の危険有害性情報を伝達するためのルールとしましての告示を、ついせんだって発出したところでございます。

その結果、24年4月からこれが施行ということになるわけでございますが、譲渡提供時の表示義務、右下にございますが、104物質については、譲渡提供時の表示が既に義務づけられてございます。それから、640物質については、先ほど申し上げましたように文書の交付が義務づけられてございますが、それ以外の物質、この外側にございます、約4万と先ほど申し上げましたが、そのぐらいになるかと思いますが、そういった化学物質につきましても、表示ですとか文書交付などをお願いすると、こういうことを考えてございます。

このことに関しましてもう一点補足を申し上げますと、こういった化学物質の危険有害性情報の伝達に関しましては、経済産業省におかれましても化学物質管理法に基づいて同様のルールをおつくりでございます。もちろんその法令の趣旨・目的は違いますので、微妙に違う部分がございますけれども、似たようなルールをおつくりになると。この二つのルールのすり合わせをするのは、これは当然のことでございますけれども、それだけではなくて、この両方にまたがる共通のプラットフォームといえますか、共通ルールをつくらうではないかということで経済産業省とご相談いたしまして、今般「JISZ7253」というものが定められました。このJISZ7253に基づいて情報を伝達していただければ、労働安全衛生法が求める事項も、化学物質管理法が求めることも、すべて満たすというものでございます。ですから、事業者の皆さん、関係者の皆さんは、このJISZ7253をご覧いただければ足りると、こういうふうな仕組みにしようということやってきたところでございます。幸い26日、昨日の官報にこのJISZ7253も公示されたところでございます。こういったところで、今進めているところでございます。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。これまで次期環境基本計画の中の化学物質対策の現状と、特に今後の課題について説明いただきました。続きまして、家庭用品対策、職場における化学物質管理の現状についてもご説明いただきました。

今日は経産省の河本課長とそれから農水省の大友室長がお見えになっていますので、今までいただいた説明について補足することがあったら、いただけますでしょうか。いかがでしょうか。特にないですか。

大友室長はいかがですか。よろしいでしょうか。

はい。それで、一応、内外のうちの国内が終わりましたので、次は国際動向について、まず説明いただいて、その後いろいろな議論したいと思います。

それでは、国際動向についてお願いします。

○事務局 はい。資料3、「SAICMについて」をご覧ください。

先ほど国内の状況を冒頭でもご説明いたしましたけれども、2002年のヨハネスブルグサミットで合意されました、2020年にそのリスクの最小化を目指すとの「WSSD2020年目標」に基づきまして、国内、国際ともに物事が動いております。本日は、その国際動向のうち、個別の条約などはまた機会を改めてということで、その大枠でありますSAICMについてご説明いたします。

SAICMは、この「WSSD2020年目標」を達成するための戦略あるいはその行動計画というものでございまして、2006年に採択されてございます。構成する文書といたしましては、資料3、1ページの左側に、ドバイ宣言、包括的方針戦略、世界行動計画と三つ文書がございまして、ドバイ宣言というのは、これは政治レベル、具体的には国際化学物質管理会議の第1回は閣僚級で開かれたわけなのですが、その政治レベルのコミットメントといたしまして、この資料3の5ページに参考資料をおつけしておりますけれども、そこにありますような項目を政治的にコミットしたということでございます。

続きまして、包括的方針戦略でございましてけれども、これも資料3の6ページに概要を書いてありますけれども、SAICMの基本的な考え方といえますか、原則とアプローチを定めたものでございます。

資料3の6ページをご覧いただきたいのですが、一番上に対象範囲というのがございます。対象範囲の1番目にございまして、SAICMの対象範囲といたしましては、農業用化学物質と工業用化学物質の安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含むということでございます。ただし、資料3の6ページの2ポツ目にありますとおり、食品ですとか薬剤といいますが、医薬品、食品衛生法ですとか薬事法などによって、日本国内では規制されておるわけなのですが、こういう他法令で規制されているような食品ですとか薬剤の部分につきましては、これはSAICMの範囲には含めないという範囲を定めまして、その6ページにございまして、2020年目標を確認すると。あるいは1992年のリオサミットで採択されましたリオ宣言の原則とアプローチを再確認すると。あるいは、にございまして、実施と進捗状況の評価を行うといったことがうたわれております。すみません、ページが1ページずれておりました。5ページでございました。

続きまして、資料3の1ページに戻っていただきまして、世界行動計画でございまして。世界行動計画は、これはメンバーの皆様にはお手元に分厚い「世界行動計画」という資料を置かせていただいておりますけれども、資料3で申しますと、6ページから7ページにかけて36の作業領域というのが記されております。この資料3の6ページから7ページの36の作業領域につきまして、273の具体的な項目をリストアップいたしまして、それはメンバーお手元の「世界行動計画」にもございまして、そこでその具体的な実施主体ですとか、年次目標ですとか、あるいは具体的な活動内容、進捗の指標といったことを規定しております。非常に広範な文章となっております。

こういったものが2006年に採択されまして、1ページにございまして、それ以後、この進行管理を行います会議といたしまして、国際化学物質管理会議といったものが数年に一度開催されております。次回は今度の9月に第3回が開催される予定でございまして。2006年にこのSAICMの3文書、世界行動計画も採択されました後、資料3の2ページ目にございまして、新規の課題といたしまして、そこに四つ、ナノテクノロジーから塗料中の鉛がありますけれども、こういったものを世界行動計画採択後の新たな課題として取り上げてはどうかといったことが議論されております。

あとは、資料3の最終の11ページでございまして、資料3の10ページから11ページにかけては、今年の9月に開催されます第3回国際化学物質管理会議の準備のための公開作業部会というものが去年11月に開催されまして、その結果概要でございまして、11ペ

ージの(2)にありますとおり、また新たな課題の追加といたしまして、内分泌かく乱物質と、あと環境残留性の高い医薬品汚染物質というのが提案されておりましたけれども、このうち内分泌かく乱物質については、優先度がより高いということで、今度の9月の第3回ICCMで議論しようといったことが合意されております。このように、国際的な枠組みといたしましては、SAICMが2006年に採択されました後、国際化学物質管理会議ICCMというところで進行管理を行いながら、非常に幅広い分野について努力を行っていかうということが行われているわけでございます。

翻って、国内ではどうなっているかというのが資料3の3ページでございます。このSAICMを踏まえまして我が国の実施状況といたしましては、これも先ほど申し上げましたとおり、現行の環境基本計画では、SAICMに沿って化学物質対策を進めようという基本的な考え方が規定されておりますとともに、あとは、これまで近年行ってきましたさまざまな政策の強化・推進、例えば化学物質審査規制法の改正ですとか、化学物質排出管理促進法に基づきますPRTR制度の見直しというものも、これもSAICMあるいは「WSSD2020年目標」の達成に向けての施策というふうに政府部内では位置づけられております。あとは、SAICM実施のために、SAICMの関係省庁連絡会議といったものも設置しており、あとは、その下、国際的な対応というのがございますけれども、国際貢献も活発に行っているところでございます。

今後の取組といたしましては、3ページ一番下でございますけれども、関係省庁連絡会議の中でSAICMの国内実施計画というものを策定しようということが合意済みでございます。

これは資料3の8ページから9ページをご覧くださいなのですが、8ページの SAICM国内実施計画についてというのがございますけれども、SAICMの3文書のうち、包括的方針戦略の中で、その下に斜め文字で書いておりますけれども、SAICMの実施に当たっては国内実施計画を定めることができると。ある種、SAICM国内実施計画の策定が推奨されているわけでございます。策定状況といたしましては、資料3の2ページにパワーポイントがございますけれども、資料3の2ページにありますとおり、幾つかの先進国では、これを踏まえましてSAICMの国内実施計画というのを新たに策定する。あるいは、既存の計画をこれが我が国のSAICM国内実施計画として位置づけるといったことが行われております。

あちらこちらで恐縮ですが、こういった状況を踏まえまして、資料3の9ページにお戻りいただきたいのですけれども。

SAICMの関係省庁連絡会議では、我が国のSAICMの国内実施計画を策定することが、SAICMに沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国政府の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要であるということで、関係省庁は合意済みでございます。このため、関係省庁連絡会議ではSAICM国内実施計画の策定を決定いたしまして、9月のICCM3に向けてSAICM国内実施計画を策定していきたいというふうに予定しております。その際に、国際的なSAICMの中では、やはりパブリック・パーティシペーションといいますか、パブリック・インボルブメントといいますか、ステークホルダーの参加ということが非常に大事なコンセプトとしてうたわれております。このため、資料3の3ページ一番下に書いてございますけれども、後ほど次の議題でお願いしたいと思っておりますけれども、国内実施計画の策定に当たってのパブリック・パーティシペーションの一環といたしまして、この政策対話でSAICM国内実施計画についてのご議論をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上、長くなりまして恐縮ですが、ご説明でございました。

○北野座長 ありがとうございます。資料2-1から2-3までで国内の状況、そして、資料3に基づいて国際対応について説明がありました。今後、何をすべきかということをお後議論したいと思うのですが、今までいただいた説明について質問がありましたら、それをまずお伺いしましょうか。ご意見よりも、質問がありましたら、そこをまずお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

有田さん、どうぞ。

○有田氏 厚生労働省の職場の労働安全衛生の資料なのですが、今後の方向性というか裏のページで、これはGHSのことでJIS化をされたということで、最終製品のところまでは考えられ

ていないので、ここは労働安全衛生のところでいいと思うのですけれども、さきにお話しされた家庭用品対策のところまでを厚生労働省の中でどういうふうに位置づけられているというようなことがわかれば、教えていただきたいなと思います。GHSの関係ですけど。

○北野座長 長谷部さん、よろしいですか。お願いします。

○長谷部氏 GHSにつきましては、基本的なスタンスとしては、こちらのほうでも推奨するというスタンスでございます。ただ、私どもの所管しております法律上でいきますと、例えば毒物劇物取締法、今日はあまりご説明しませんでした。今回のJISの統合の中でも検討のほうには加わらせていただきまして、もともとGHSは推奨しておりますが、統合JISについても今後も推奨していくということで、今回のJISの改定に伴いまして関係通知も出したいと思えますし、また、推奨するようなパンフレットも出したいというふうに考えてございます。家庭用品のGHSについては、どちらかという消費者庁の担当になりますので、ちょっとそちらのほうはご説明できないのですけれども。

○北野座長 よろしいでしょうか。恐らく有田さんの質問は、労働安全衛生の話から家庭用品のところまでをどういうふうリンクしていくかというようなことだったのですね。その辺については、この後のところで何を議論すべきかということで少し検討したいと思います。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 今のところともちょっと関連するのですけれども、職場における化学物質管理のご説明、どうもありがとうございました。大変、安全衛生における化学物質管理のあり方というのがかなり体系的になっているというのがわかりまして、大変参考になりました。ところで、こういったことで、化学物質について、これは毎年多分点検をしておられると思うのですけれども、そこで有害性が高い、あるいは労働者にとってかなりばく露が影響しているというふうな化学物質については、例えばアスベストの例でいいますと、環境中でも一般環境の周辺住民にも影響を及ぼしているということが今知られているわけですが、そういった毎年労働安全衛生の分野で点検された化学物質の中で、これは一般環境においても問題なんじゃないかとか、あるいは、例えば、家庭の中で使うシックハウス問題とか、そういった問題にも関わるのではないかと思われる化学物質について、他省庁さんとどのように連携しておられるのかというのをちょっとお伺いしたいのですが。

○北野座長 半田課長、お願いします。

○半田氏 私どものほうから、基本的に職場環境で先ほどいろいろ非常にリスクが高いと申し上げましたけど、同時に、かなりコントロールすることができるのです。ですから、私ども、ハザード情報プラスばく露状況で評価していっていますので、うちで危険有害だからと、職場で規制が必要だからと、直ちに環境で云々ということにはなりません。むしろ、そのハザード情報は、私どもが独自で集めたり、むしろいただくほうが多くございまして、私どものほうから何か提供していることはあまりございません。ただ、幾つかハザード情報を、例えば、私ども日本バイオアッセイ研究センターというのを持ってございまして、そういうところで発がん性の調査なんかもやっておりますので、そういったことを把握すれば国際機関にも報告してございまして、当然に関係省庁にもお伝えするようにしております。

○中下氏 ほかの省庁からもちょっとお伺いしたいのですが、そういう毎年やっておられることについて、それに基づいた、各省庁が所管しておられる対策について必要性を検討されておられるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○北野座長 河本課長、お願いします。

○河本氏 例えば、労働環境であるとか一般環境であるとか、それぞれやはりリスクの評価の仕方自体が違うと思います。けれども、その共通となる毒性の情報というのは、共通したものでありますので、例えば、私どもでいえば、化審法の運用を通じて新たに入ったいろいろな情報があれば、それを他省庁に提供するという事は、法律上も化審法47条で位置づけられておりますので、労安法の関係等でも既に始めているということで、そういう意味での有害性というか毒性というか、有害性情報ですか、その流通というのはこれからもっと共通化していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○北野座長 よろしいでしょうか。だから、ハザードの情報は共通に使えるけど、エクスポー

ジャーがそれぞれ異なるので、リスクの判定がやっぱりそれぞれ目的によって変わってくるという、そういうことだと思うのですね。

○中下氏 それはわかるのですが、そのリスクの判定をどのようにしておられるのか、ハザード情報が入って.....

○北野座長 いえ、マイクをちょっと。

○中下氏 マイクですか、すみません。

○北野座長 記録する都合がありますので、マイクを使ってください。

○中下氏 申し訳ありません。

ハザード情報はそうして共通しているわけですから、あと、ご自分のところの領域でのリスクの情報をどのように当てはめて、規制が必要かどうかとか考えておられるのかと。特に、例えば、例を挙げますと、イソシアネートというのは、これは労働安全では規制されているのですよ。ところが、今、それは防水工事とかで使っていて、そこは防水で使うと、ベランダとかで防水工事をしますと、一般家庭の方が実はばく露された方がいらっしゃるって、私のところに相談に見えられているのです。そういうものというのは、一般環境中の大気汚染防止法とか、あるいは生活環境用品として使っておる家庭用品規制法とかで規制になっているのかどうかとか、そういう検討をどういうふうにしてやっておられるのかというのが伺いたいのです。

○北野座長 わかりました。その辺はこの次の課題で、そういう連携をどう.....

○中下氏 やっておられないのでしょうかね。

○北野座長 いや、それはだからこの次の課題で、どういうふうに連携していくかということですね、そういう情報をね。例えば、労働安全衛生の場と使用の場で似たようなばく露が起きてくるケースがあって、被害が出ているとすれば、そういう情報をやはり有効に活用しなくてはいけませんので、例えば、その辺を含めて、この後の議題として、我々はこの政策対話の中で何をテーマにして、何をやっていくべきかという、そこをこの次のところで議論したいと思えますので、そういう要望があったということで、わかりました。要するに、今のところ、とりあえず質問でよろしいでしょうか。何か大分横暴な座長なので、とりあえず今まで説明いただいた内容について、クリアにするという意味で質問がありましたらお伺いして。よろしいでしょうか。最後にまた全体的に戻りますので。

それでは、今日の一番大事なところなのですが——失礼しました。今日は、先ほど最初に申し上げたように、フロアの方に発言する機会、ちょっと時間がありませんので、今までの議論を踏まえてご要望等がございましたら、アンケート用紙が配られていると思いますので、ぜひそちらに記入していただいた上で、事務局とも相談しながら反映させていきたいと思っております。その点、ご了承ください。

それでは、次、政策対話で取り扱う当面の課題ですね。それと、今後のスケジュールを議論したいと思います。

それでは、また事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料4をご覧ください。今後の検討課題及びスケジュールについての事務局からのご提案でございます。

ただいまの議論とも関係するかと思いますし、また、先ほどご説明いたしましたとおり、今後の省庁連携が重要であるということから、関係省庁はSAICM国内実施計画をこの夏を目処に策定いたしますことを合意済みでございます。そういったことから、ぜひこの政策対話では、当面の課題として、SAICM国内実施計画を主な議題としてご議論いただければどうかというふうに考えております。夏に国内実施計画ができました後は、これは9月に開催予定の第3回国際化学物質管理会議などでの国際的な議論の動向も見ながら、各セクター、行政、産業界、市民あるいは労働団体、各セクターの取組状況についての情報共有あるいは意見交換と。あるいはメンバーより提起された個別の課題についての議論といったものを、これは秋以降に行ってはどうかというふうに考えております。

具体的なスケジュールといたしましては、その下に書いてございますけれども、本日、第1回でございます。後ほどの議題でSAICM国内実施計画の基本的な考え方、あるいはその目次についてご議論をお願いできればというふうに思っております。それを踏まえまして、4月以

降、関係府省が国内実施計画の案を作成すると。必要に応じまして、有志メンバーによりまず非公式の打ち合わせなども適宜開催させていただきたいと思っておりますけれども、第2回の政策対話を夏ごろに開催し、そこでSAICM国内実施計画の具体的な文章の案について、これもご意見を賜ればというふうに思っております。また、冒頭の村田さんのご発言とも絡むかと思っておりますけれども、代表制ということもございますので、幅広く社会からご意見をいただくために、並行してパブリックコメントも実施してはどうかというふうに考えております。その後、関係省庁連絡会議で関係省庁といたしまして国内実施計画を正式に採択いたしました後、秋の国際化学物質管理会議を経まして、第3回の政策対話で、今後の検討課題、検討スケジュールについて、さらなるご議論をいただければというふうに思っております。

なお、第2回の政策対話は6月下旬または7月というふうにしてございますけれども、事務局の都合で恐縮でございますが、その前後に幾つか大きな国際会議を抱えているものでございまして、若干前後するかもしれませんが、全体のイメージとしてはこのようなところでご提案したいと思っております。

○北野座長 ありがとうございます。当面はSAICM国内実施計画を主な議題にしたいと。それ以降については、ここにありますように、いろいろ、諸々の問題に対応したいということで、今年の秋に会議がありますので、それに向けてこの委員会も作業をしていきたいということですが、まず資料4について、当面のスケジュール、要するに検討課題ですね、当面の検討課題、それから秋以降のこと、それから、それを行うためのスケジュールについて、ご意見、またはご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。夏ぐらいまではSAICM国内実施計画をつくっていききたいと、ここで議論していきたいと。そして、それについてはパブリックコメントも当然並行していただくということですが、よろしいでしょうか。

どうぞ、浅田さん。

○浅田氏 すみません。一つ確認させていただきたいのですけれども、ここの私たちの作業の出口がICCM3であるということは、当然、EUはREACHというものを前面に出してくる中、日本のこの化学物質の法体系の全体像がある程度国際的な目標にし得るものだというのを、ここでまとめるということが一つの目標になっているのでしょうか。ちょっとそこら辺がわからなかったものですから、教えてください。

○北野座長 国際的な—何でしたっけ。ちょっとすみません。

○浅田氏 SAICM実施に対して、当然、ヨーロッパはREACHというものでそれを達成しているという言い方をしてくると思います。日本の場合は、いろいろなこういう法律を全体に組み合わせ、コストミニマムで全体的な化学物質管理を抑え込んでいるということの一つを示さなければいけないと思うのですが、そういうものをつくるというのが一つのこの会議の目標に、これまでの目標になるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○北野座長 では、早水課長、どうぞ。

○早水氏 それでは、すみません、私のほうでSAICMをフォローしておりますので、ご説明します。

SAICMといえますのは非常に大きな枠組みでありまして、また、これは条約ではないので、ある特定の手段で全世界共通の目標を達成するというものでもないということで、フレキシブルな、一種、ボランタリーな形で、大まかな枠組みとしてできております。ただ、目標としては、この資料3の1ページにもありますけれども、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響の最小化ということで設定をして、3年ごとに進捗状況を管理していくことになっていきます。その大まかな考え方は、このドバイ宣言なり、包括的方針戦略というものに入っているということになります。なので、それぞれの達成の仕方といいますが、そういうものはもう各国にゆだねられております。EUはREACHという形でやり、日本は今の法体系でやっていくということで、その中で国内実施計画というのものも、性格上は任意でつくればよいということになっておりますけれども、幾つかの国ではもうできているところもあり、我が国としては、つくったほうがいいんじゃないかということで、日本としての目標として、いつまでもだだだやっても仕方がないので、ICCM3までに1回つくりましょうという

ことで合意しているという、そういうことでございます。

○北野座長 浅田さん、よろしいでしょうか。この後、説明があると思うのですが、273項目すべてではなくて、日本として必要なところを、やるべきことをこの後議論していきたいと思えます。とりあえず当面の検討課題、SAICM国内実施計画をつくるということと、それから、このスケジュール、よろしいでしょうか。

それでは、この次に、SAICM国内実施計画策定についてということを経務局から説明いただきますので、それを踏まえて、今までの説明をまた踏まえた上でご議論をお願いしたいと思います。

では、事務局、お願いします。

○事務局 では、資料の5をご覧ください。SAICM国内実施計画の策定についてでございます。

これは基本的な考え方を関係省庁で相談しながらまとめたペーパーでございますけれども、まず計画の構成等についてでございますけれども、ただいま北野先生からお話がありましたとおり、非常にSAICM自体は36領域、273項目という広範にわたっておりまして、かつ日本では実施済みのもの、例えばガソリンの無鉛化ですとか、例えばPRTR制度を新たに作るですとか、そういったものも相当程度含まれております。そういったことから、日本にとって重要と思われる項目について絞り込みを行って、重点化を行って、それで、日本にとって重要なものについて、SAICMに沿って今後何をしていくのかということを書き記述してはどうかというふうを考えております。ただ、実施済みであるなどの理由によりまして国内実施計画に盛り込まない事項につきましては、一々実施計画に明記する必要はないと思うのですが、どうして含めないのかという理由は整理しておくことが必要ではないかというふうを考えております。

具体的な記述といたしましては、いわゆる環境問題に係るものにつきましては、環境基本計画を踏まえつつ、SAICM関係の具体的な施策を盛り込んでどうかというふうを考えております。これは後ほどご説明いたします。一方、SAICM世界行動計画には含まれるが第四次環境基本計画には含まれない事項、例えば労働安全衛生などが典型的なものでございますけれども、これがよりどころにする環境基本計画のようなものには含まれておりませんので、新たに国内実施計画の中で、記述ぶりですとか、どこに書くかといったことを検討してはどうかというふうを考えております。あと、環境基本計画は、環境基本法に基づき閣議決定される文章ですので、正直に申し上げまして、各役所とも非常に手堅くと申しますか、ある程度その制度ですとか予算の裏づけがあることを書いておりますけれども、ここでは中長期的に取り組む事項については、国内実施計画におきましては、今後検討すべき課題として、その方向性を可能な範囲で書いていってはどうかというふうを考えております。

この国内実施計画の策定主体でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、SAICM関係省庁連絡会議の枠組みでそもそもこれをつくるという合意がなされておりますし、内容も原則として政府が行う活動を書くものかというふうに考えますので、策定の主体は関係省庁連絡会議としたいというふうに考えております。

なお、その一番下にございますけれども、計画の策定に当たっては、さまざまな主体の参加を旨とするSAICMの考え方を踏まえまして、この政策対話あるいはパブリックコメントなどによりまして、市民、産業界、労働団体といった各主体の意見は、各省庁可能な限り、最大限反映してはどうかというふうに考えております。

なお、産業界、労働団体、市民セクターの取組については、関係省庁として各主体に期待する役割として計画の中に書いてはどうかというふうに考えております。

具体的な内容は2ページ以降にお示ししてございます。2ページ以降でゴシック体の太字で書いてありますが構成案、明朝で細字で書いてありますが、こういった事項を盛り込んでどうかという現時点での関係省庁のアイデアでございます。

まず、第1章「はじめに」でこの計画策定の経緯、2番目、計画策定までの手続で、この政策対話での議論やパブリックコメントを踏まえて、きちんとステークホルダーにご参加をいただきながらつくってまいりますということを書き記す。あとは、第四次環境基本計画などとの関係を記載する。3番目に、計画が扱う対象範囲といたしまして、先ほどご説明した国際的なSAICMと基本的に同じになるかと予想しておりますけれども、そういう対象分野と、あと時

間軸を記述してはどうかというふうに思っております。

第2章「我が国の状況」で、1番の法令及び法規制以外の仕組みというのは、これは関係法令ですとか関係府省の所管などをコンパクトに書いてはどうかというふうに思っております。その後、2ページの取組状況と課題、2ページから4ページの頭にかけてでございますけれども、基本的に先ほどご説明いたしました資料2-1、環境基本計画の取組状況と課題をより詳細、具体的に書いてはどうかというふうに考えております。ただ、冒頭ご説明いたしましたとおり、環境基本計画に含まれない分野、例えば、2ページの の労働安全衛生法に基づく取組ですとか、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく取組が、こうやってそういう分野でのリスク評価をどうというふうに行っておるのか。あるいは3ページの(2)のリスク管理がございまして、リスク管理の1番目のポツにありますとおり、労働安全衛生法、あと家庭用品規制法といったものの、リスク管理といった切り口からの施行状況もここに書いてはどうかというふうに現時点では思っております。それ以外の項目につきましては、先ほどご紹介いたしました環境基本計画におけます現状と、あと今後の課題の認識を基本的には踏襲したものでいいのではないかと考えております。

4ページに行っていたきまして、第3章で「具体的な施策の展開」というところがございまして、1番で「基本的な考え方」として目標というのがございまして、この目標につきましては、資料2-1の5ページをあわせてご覧いただきたいのですが、環境基本計画の中で、ちょうどそこにお示ししております から に相当しますものを、環境分野での化学物質対策の中長期的な目標として定めてございまして、基本的には、環境分野につきましては、SAICM国内実施計画も共通の目標でいいのではないかと考えておりますが、資料5の4ページ、斜め文字のところにてございまして、労働安全衛生ですとか家庭用品規制といったような環境基本計画に含まれない分野につきましては、別途目標を立てて、こちらに中長期的な目標として記述してはどうかというふうに考えております。

実施主体の連携ということでございまして、これはまた資料2-1の6ページ目から7ページ目をご覧いただきたいのですが、環境基本計画の中では、資料2-1の6ページの一番下にございまして、国が果たすべき役割というのをまず書いた上で、7ページの から にありますとおり、国として地方公共団体、一般国民、NGO、NPO、事業者、それぞれどういった取組をとることを国として期待するかという記述がございまして、これもSAICM国内実施計画では、同様に、国内実施計画そのものは国が策定する計画でございまして、国として関係主体に期待する取組をここに記述してはどうかというふうに考えております。ただ、これも先ほど申し上げましたとおり、労働団体に我々として期待する取組といったものが環境基本計画にございませぬので、これについては、その資料5の4ページの として書いてありますけれども、労働団体が行う取組といったものをここに書いてはどうかというふうに思っております。ただ、これは国として期待する取組というのを環境基本計画では記述したわけなので、裏返して申し上げますと、逆に言うと、各主体がおやりになりたい取組であって、かつ国の計画に盛り込みたい取組というのがございましたら、そういったものをご提案いただきまして、積極的にここに書くと、例えば、市民セクターとして、あるいは産業界として、あるいは労働団体として、こういったことを取り組んでいこうと。そういった際に、国の計画における何らかの位置づけとございますか、それを明記した上で、連携してやっていきたいという場合には、ここでその各主体がおやりになりたい取組を書いてはどうかというふうに考えております。

具体的な取組事項といたしましては、資料5でいきますと4ページから5ページの まででございまして、これは資料2-1の環境基本計画でいきますと、7ページから10ページまでに概ね相当するものとなっております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、労働安全衛生の分野、家庭用品規制の分野といったものは、今の環境基本計画には明示的には含まれておりませぬので、そういったことにつきましては新たに項を追加してございまして、

あと、冒頭ご説明いたしました今後検討すべき課題というものにつきましては、5ページの に、ナノ材料ですとか複合影響ですとか、製品中化学物質、あるいは電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質というような、今現在、国際的に議論されているものをとりあえず

仮置きで書いてございますけれども、これは2020年に向けて関係府省が中長期的に取り組んではどうかと、あるいは取り組むことを検討してはどうかといったようなことを幅広く、この書いてはどうかというふうに考えております。

あと、5ページの一冊下、第4章でございますけれども、「国内実施計画の実施状況の点検と改定」でございます。2020年までの計画として国内実施計画をつくってはどうかと思っておりますけれども、それまでの間においても、必要に応じて実施状況の点検といったことを行っはどうかというふうに考えております。

あとは、ご参考といたしましては、資料5の6ページでございますが、「POPs条約の国内実施計画の点検・改定について」というのがございますけれども、ダイオキシン、PCBといったPOPsについては、別途POPs条約の国内実施計画というのがございます。そちらの改定作業が並行して進んでいるところでございます。したがって、SAICM国内実施計画では「POPs関係につきましては、POPs条約の国内実施計画によることとする」というふうに1行書いておきまして、両計画の間の関係を明示してはどうかというふうに思っております。このPOPsのほうの国内実施計画の点検状況も現在進行中でございますので、今回の政策対話におきましては、状況をご報告できればというふうに考えております。

あと、お手元に参考資料というのがございます。大きな表でございますけれども、この参考資料の見方だけご説明いたしますと、一番左側の項目までが、今ご説明いたしましたSAICM国内実施計画の目次案に相当するものでございまして、真ん中の「「世界行動計画」表Aの作業領域」と書いてございますのが、先ほどから申し上げております36の領域、一番右が270項目の行動分野で関係するものをそれぞれリストアップしているものでございます。これと、お手元に配っておりますSAICMの世界行動計画を比較していただきますと、我々行政のほうでどこが重要と考えているかがおわかりいただけるのではないかと思います。

以上でございます。

○北野座長 ありがとうございます。資料5について説明いただきました。これが一番大事なところなので、今から少し分けて議論したいと思います。

最初に、資料5の1ページ、「SAICM国内実施計画の策定に当たっての考え方」という、環境基本計画を踏まえるとか、それから、SAICMの範囲とも整合性を持たせると。あと、今後検討すべき課題とか、要するに、あともう一つは策定主体ですか。1ページの構成と策定主体、この部分について、ご意見、助言をいただければありがたいのですが、いかがでしょう。

大沢さん、どうぞ。

○大沢氏 この計画の構成のところ、我が国にとって既にやっていることは絞り込むというふうなことで、基本的にはこの考え方でいいのだろうと思っておりますけど、半分質問なんですけれども、例えば、輸入されるものがすり抜けてしまうことがないかと、それから、日本の企業が海外、とりわけ途上国での事業活動をするときに、この関係ですり抜けてしまうものがないとか、そういうことというのは考慮されるものなのでしょうか。

○北野座長 国内的には対策がとれているが、輸入するものに対してとか、輸出する場合にすり抜けるものはないかと、そういうことですか。

○大沢氏 はい。

○北野座長 そこはいろいろな法律があるのだけど、どうでしょう。

では、早水課長、よろしいですか。

○早水氏 私もその273の全部が頭に入っているわけではありませんが、ここでできる部分とできない部分が多分あると思います。一応、貿易とか輸出入の話はある程度入っておりますけれども、当然、その相手国で何がなされているかということまでは範囲外になります。輸出入のところまで、ある程度はできますが、その外にまで行ってしまうと難しいと思います。

○北野座長 そうですね。輸入のところは、多分、化審法なんかできちんと押さえられるわけですけどね。輸出もそうだけど、その先の国の話になってくると、ちょっと、なかなかカバーし切れないという。

ほかにいかがでしょうか、構成とか策定主体。よろしいでしょうか。

どうぞ、村田さん。

○村田氏 1番の「計画の構成等について」の1番目のポツのところ、「我が国にとって重要と考えられる項目」とありますが、誰にとって重要と考え—誰が重要と考えたのかがあまり明確ではありません。

○北野座長 我が国の誰がということですか。その辺については、またもちろんここで議論を僕は当然できていると思っております。ですから、たたき台をつくっていただいた上で、この後また議論しますけど、こういうことも含めるとか、その辺はこの次の段階で議論をしたいのですが。国民の総意に基づいて重要と考えるというものを、抜けることなく入れていきたいというふうに思っております。

とりあえず、そうすると、構成、それから策定主体、よろしいでしょうか。基本的には環境基本計画を踏まえつつ、SAICMの範囲がありますので、基本計画でカバーできないところはもちろん入れていくということですね、労安法とか家庭用品の法律とか。よろしいでしょうか。

それでは、次が「構成案及び盛り込むべき事項について」で、第1章のリスクの管理、次のページの第3章の前までにしましょうか。これは恐らく現状をどう認識しているかということだと思っております。ページでいうと、2ページから3ページですね。要するに、第2章ですね。我が国の状況について現状を踏まえておくという、そういうことですね。事実を記入することだと思っております。それについては先ほど説明をいろいろいただきましたので、その辺が入るのだと思っております。

村田さん、どうぞ。

○村田氏 この最終計画書のイメージについて、確認したい点があります。各項目ごとに何をすべきといったことが記述されると思っておりますが、それをSAICMの世界行動計画にあるようなフォーマットで整理することはお考えでしょうか。具体的には、誰が、いつまで、どういう観点で評価をするのかといった進捗の評価に必要なポイントが整理されたフォーマットになっています。作成を目指す最終計画書もそのようなフォームに落とし込めるような要素が記述されたものとなるのか、教えていただきたいと思っております。

○北野座長 事務局のお考えもあると思うのですが、メンバーの皆様方から、こういう形で落とししたらどうかという提案があれば、もちろんそれを受けたいと思うのです。273、何かアトランダムに書いたような感じがするわけですね。だから、それを例えば法律ごとに分けてどうやっていくとか、いろいろなまとめ方はあると思うのです。だから、その辺について、こういうまとめ方をしたらどうだろうかという。村田さんは、例えば、期限を限ってとか、誰がいつまでに何をという、そういうまとめ方をしたらどうかというご提案だったのです。

○村田氏 私は中身を議論する前に、この世界行動計画でまとめているようなフォーマットに落とせるものになるのかどうかというところが気になったものですから。

○北野座長 要するに、行動主体と、それから期限ですね。あと、内容という。それが273について出ていますから、そこまで書けるかという。

○村田氏 世界行動計画書と同じ273項目が必要というのではありません。

○北野座長 じゃないと。

○村田氏 こだわっていないのです。

○北野座長 じゃないです。だから、あれと同じ形式ですね。

○村田氏 はい。

○北野座長 あれと同じフォーマットで、私どものこの委員会の議論をまとめ上げられるかとか、また逆に言うと、そういう計画が書けるかという。

有田さん、どうぞ。

○有田氏 法律ごとに整理すると、法律がなくて外れてしまうものがあるのですが、それはどういうふうか。

○北野座長 いえ、法律ごとというのは、全く私がちょっと思いつきで言っただけの話ですから、どういう整理をするかというのは非常に大事なところだと思いますので、ぜひメンバーの皆様方から、こういう整理をしたらいいんじゃないかと、そういう助言があればいただいた上で、事務局で最大限生かしていただくということです。全く私が勝手に言っただけのことですから。どうでしょう。基本的には環境基本計画をもうちょっとブレークダウンしたようなもの

になるというふうな感じでしょうかね。基本計画から行動計画みたいなものにブレークダウンしたのになって、環境基本計画でカバーできないものも、もちろん入れてくると。一方、日本で既に実施済みのものについては、理由を書いて、なぜ入れていないかということの説明していくという、大体大筋はこんなものだったと思うんですけどね。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 今の有田さんと問題意識が共通するのですが、やはり法律ごとに書くと抜け落ちる部分があると思いますので、まず、やっぱりライフサイクルの各ステージは全部押さえる必要があると。その上で、ばく露のところですけども、先ほど労働者ばく露と、それから消費者の、私たち生活をしている現場からすると、今の法律の規制って基本的に業のほうの体系に沿った規制になっていますので、受ける側のほうの観点が悪化してしまうところがありますので、必ずその消費者ばく露というところを入れていただくということが、最低限ちょっと必要なかなというふうに思っております。

○北野座長 ありがとうございます。化学物質のライフサイクルですね、製造、流通、使用、廃棄、またリサイクルと。そういうライフサイクルごとと、かつ、ばく露については、労働者のばく露とか、それから生活者、消費者のばく露というものもやはり観点に入れてほしいという、そういうご意見だったと思います。

山本さん、どうぞ。

○山本氏 JEC連合の山本です。

ちょっと観点は違ってもわかりませんが、SAICMという言葉は随分長い間聞いていたのですが、ようやく動き始めたという、そういう印象を持っているのですが。その中で私がちょっと感じるのは、やはり今までの化学物質管理の取組の我が国における到達点というのを一つぜひ明らかにして、これからまた、あと、どういう課題があるのかという、せっかく「WSSD2020年」という国際的共通の物差しがあるわけですから、そういうちょっとくり方というのを私自身は関心を持っております。

それからあと、やはりSAICMというのは一種の国際的取組で、我々も化学物質管理の中で、REACH等に相当労働組合としても影響されています。それから、現地のヨーロッパの労働組合ともいろんな対話を重ねてきました。あと、途上国の——新興国でしょうね、今となっては。そういうところの労働組合も、現場のこの化学物質管理で大変いろいろな関心を持っているので、一つのわかりやすい仕組みとして、日本がいろいろ今まで諸外国、特に欧米の規制でかなり影響を受けていたという経験の中から、何か日本がモデルとして提示できるような、そういう仕組みも、またこういう場の対話の中で出せていければというふうに思っております。

以上です。

○北野座長 ありがとうございます。第2章の現状把握について、環境基本計画では今後の方針というのが一応出ているわけですね。ですから、その辺も踏まえて、ある程度どこまでできているかということが冷静に書かれるのではないかと考えております。ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、奥田さんですね。失礼しました。

○奥田氏（笠松氏代理） 大阪府の奥田です。

大阪府では、今回の大震災を踏まえまして、来年度から、災害時に化学物質がどういうふうにもたらすかということで、リスク評価をやって、最大のリスクがどのように起こるかということをもとにリスク評価した上で、事業者の取組、いわゆる未然防止ですとか応急の措置というのをどうしていったらいいかということ、指針等を定めたり、府や市町村の防災計画にその結果を反映させるという取組をやろうということで、予算化もしました。

そのことについて、通常、化学物質については、平常時にいろんなものが漏れていたりなど排出されるということで取組が進んでいるのですが、一定、法律の中でも事故時の措置というのはあるのですが、こういった、一気に大災害によって漏れてきたことによって蓄積するとか、そういったことについての観点というのは、いわゆる安全・安心の一層の増進ということもあり得るのですが、その辺のことを盛り込むということは、この観点ではどうなるでしょうかというご質問であります。

○北野座長 はい。難しい質問ですね。災害とか事故時の安全対策をどう考えていくかという

のは、確かに大事なことでもちろんあるのですが、どうでしょう。もちろんこれはメンバーの皆様方のご意見を伺って、事務局に書くなら書いてもらうようお願いしようと思うのですが、プライオリティーとしては、通常の使用より下がるのかなという。決して私は無視する気はないのですが、通常の使われ方をしていく上での化学物質のリスクをどう軽減していくかみたいなのがメインになるのかと、私は思ったのですが。

どうぞ、角田さん。失礼しました。

○角田氏（中地氏代理） すみません。今の緊急時の話と、私の意見、両方言わせていただいでいいでしょうか。

緊急時の話は、地域に生活している人にとって、今回、例えば東北地方太平洋沖地震が起きましたけども、ほかの地域でも起きないとは限らないわけですよ。なので、それに備えてどんなようなことを情報共有しなければいけないとか、避難をするのだったら何をしなければいけないのかといったような教育がやっぱり必要だと思いますので、この大地震から学んで、盛り込めることは盛り込んでいく。逆に、日本が国際的にもリング・オブ・ファイアの位置にいるわけなので、そのリング・オブ・ファイアの国々に対しても、そういう緊急時の化学物質管理に対して、こういったようなことがやり得るのではないかというモデルなり、提言をするところまで踏み込んだらどうかなというふうに私は思っております。

○北野座長 ありがとうございます。議長が余計なことを言ってしまったのですが、決して排他的という意味ではなくて、十分考えなくてはいけないことであることは私もよく認識しております。その辺について、事務局、今すぐお考えはいかがでしょう。

○事務局 はい。ちょっと事実関係だけご報告いたしますと、資料2-1の第四次環境基本計画（案）をご覧ください。今パブコメ中の次期環境基本計画で震災時の扱いがどうなっているかということでございますけれども、まず9ページでございます。資料2-1の9ページ。ごく簡単な記述でございますけれども、3番目の段落でございますが、「事故等により有害な化学物質が排出された場合には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により、所要の措置を講じる。」ということ。

あとは、先ほどの基本計画では化学物質の章だけご紹介いたしましたけれども、11ページ以降に、第四次基本計画のうち、復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項というのがございます。こちらで、また除染などはほかの章で扱っておるのですけれども、復旧・復興に際しての基本的な考え方というところで、14ページの「安全の確保に係る取組」というのがございまして、そこで14ページの「安全の確保に係る取組」というところがございますけれども、2行目にありますとおり、特に私どもの部局として関心を持っておりますのは、環境中に残留性があるような物質につきまして、モニタリングを実施し、残留状況を確認して安全・安心のチェックをする。あとは、これは環境省の中のまた別の水・大気環境部局ということになりますけれども、アスベストにつきましては、これはより小まめにといいますか、より詳細な調査を行うと。言葉を変えますと、今の基本計画では、ある種非常に手がないといいますか、大防法、水濁法による事故時の規定とこういったモニタリングという、今ある行政ツールでできることを書かせていただいております。国内実施計画の議論になった場合は、この延長線上でどこまで踏み込んで書けるかと。もし書けないことがあるならば、仮にこれが議題として提案されまして、この場でお認めいただけるのであるならば、そういったものについて中長期的にどう考えるのかというのを秋以降に議論するというのも、可能性としてはあるのかなというふうに思っております。

○北野座長 はい。

では、角田さん、どうぞ。

○角田氏（中地氏代理） ご回答ありがとうございます。今ご説明いただいたのは、どちらかという既に被災した後の復旧・復興なのですね。私が、あるいは大阪府の方が強調されたのはそこではなくて、防災の基本は減災ですので、まず起きる前にこういったような情報の共有とか、教育がされているのかという辺りを盛り込んでいただけるようにということです。環境担当ではだめということでしたら防災担当とか、いろいろ、労働組合関係もあると思います。ぜひそれは今回盛り込んだほうが、国際的な発信という意味でも、日本のリーダーシップを示

せるいい機会だし、義務ではないかというふうに思っております。

○北野座長 わかりました。それでは、防災というか、そういう被害をできるだけ大きくしないような観点から、そういう大災害等に対してどういう対処が必要であるかと。例えば、消防法とか、いろんな法律も絡んでくると思うのですが、現状でどこまで対応できるかと。そして、中長期的に必要であれば、新しい法律をつくらなくちゃいけないとか、その辺の少し議論を事務局でしていただいて。どうですか、早水課長、よろしいですか、何か意見はありますか。では、お願いします。

○早水氏 環境省がSAICMの関係省庁連絡会議の議長をしておりますので、もちろんほかの省庁の方は違うご意見があるかもしれませんが、作る立場から若干コメントさせていただきます。今日はといたしますか、この政策対話で計画の内容についていろいろご意見をいただくということなので、どんな分野をここに加えたらいいかということについて、今日のご意見あるいは今日はもう時間もありませんので、この後でまたいただくこともあると思いますけれども、それを踏まえて、省庁会議で案をつくっていくという形になるかと思えます。その中でどこまで広げていけるかということです。省庁連絡会議は幅広く入っておりますが、今日、このメインテーブルには4省しか来ておりませんので、ほかの省庁さんがどこまでご協力いただけるかということもありますし、たくさんのことを全部盛り込むというの、なかなか実際的にはできない点もありますので、その辺は優先度もつけながら、重要性も考えながら、これから検討していきたいと思っております。

あと、村田さんから最初のほうにありました形式の問題ですけれども、例えばですが、一番最近できた韓国の実施計画というのがあるのですけれども、これはどちらかという日本の環境基本計画に近いような形で、GPAのどの分野に該当するというのが一応書いてあるのですけれども、文章で普通に書かれているものになっています。表があったほうがわかりやすいという点もあるのですけれども、表をつくるとなると、またその個々の細かい政策を全部羅列してということになってかなり難しいので、どういう形でまとめるかというのは省庁のほうで検討したいと思えます。一つの案としては、本文は本文で普通に書いて、後ろに何か参考資料とか、別の形でまとめるという形もあるかもしれません。そのあたりも含め、一応この夏までという期限もありますので、限られた時間とマンパワーの中で、どんな形がいいかというのでも検討してご提案する形にしたいと思えます。

○北野座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、時間もなくなってきたので、最後、一番大事なところだと思うのですが、4ページですね、「具体的な施策の展開」で、2「具体的な取組事項」というのがございまして、そのに今後検討すべき課題というのがございまして。その辺を中心にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょう。

どうぞ、中下さん。

○中下氏 すみません。この今後検討すべき課題というところの製品中化学物質とありますけれども、これは以前の、今取り組んでいるところも、先ほどの厚労省の有害化学物質を含有する家庭用品規制法と関係がどうかというのを、まずちょっと質問なのですが、それをお答えいただいてから、ちょっと意見を申し上げたいことがあるのですが。

○北野座長 そうですか。はい。

ちょっといいですか。

○長谷部氏 製品中の化学物質ということですので、この中で家庭用品に当てはまるようなものについては、先ほども環境基本計画に加えまして、有害な家庭用品関係のものを加えるということにしていますので、できる範囲で書いていきたいとは思っています。

○早水氏 では、ちょっと補足します。

○北野座長 よろしいですか。

○早水氏 はい。ちょっと補足しますと、ここはさっき事務局からも説明がありましたが、SAICMの審議の課題を例示として並べただけですので、ここの製品中化学物質は、もっと広いといいますが、家庭用品の場合はやっぱりある程度限定した中の規制という範囲ですが、SAICMの中で議論されているのは、もっと、製品中の化学物質は何が入っているかというの

を情報交換しようというものも入っていますので、もっと広いということになると思います。家庭用品の話は、この だけではなくて前のほうにもあると思いますので。

○北野座長 ですから、このところはあれですね、資料3の2ページ目の新規の課題ですか、その辺を受けて資料5に今後検討すべき課題と入ってきたわけですね、ナノとか製品中化学物質とか。

○事務局 はい。具体的には資料3の最終ページに というのがございまして、そこでナノからPFCまで、今どういうことになっているのかというのが、ごく簡単にはございませんけれども書いてございます。

○北野座長 はい。

中下さん、どうぞ。

○中下氏 それでは、ちょっと意見として申し上げますけれども、この中でちょっと漏れているなどと思うのが、3点ばかり気づいたところがありますので、申し上げたいと思います。

一つはシックハウス問題です。これは、現在の家庭用品規制法では特に規制という形ではなくて、リスク指針値は定められていると思いますけれども、規制という形にはなっていない。こちらの規制のほうは、どちらかという国交省所管の建築基準法の中に規制がございまして。そういう意味では、国交省がこの中に加わっておられないのはちょっと不足するのかなというふうに思っておりますけれども、シックハウス対策について、もう少し進める必要があるのではないかと。どういうふうに対策をとっていかということを考えていく必要があるのではないかとというのが一つ。

それから、二つ目が殺虫剤の問題であります。これも、農薬取締法についてはここに書かれているのですけれども、生活環境中の農薬使用の問題、これは家庭用品規制法に係るのかもしれませんが、現時点ではそういう規制がなされていないので、そういう生活環境中で使用される農薬・殺虫剤、あるいは家で使用されているシロアリ駆除剤のような不快害虫についての殺虫剤については、規制が今は全然ないという状況ですので、その問題をやっぱり取り上げていただきたい。

それから、三つ目が表示の問題であります。今、各法がいろいろあって、その法律ごとに表示のやり方が決められているために、同じ成分の物質であっても表示名が全然違うと。これはもう、一般の消費者にはとてもわかりにくいので、これをどういうふうに統合していくかということの問題意識としてどこかに加えていただきたい。

この三つです。

○北野座長 ありがとうございます。シックハウスの問題、それから家庭等で使われる殺虫剤ですね、まずシロアリ駆除剤とか。あと、全体に共通する問題として表示ですね。そういうことも今後の検討すべき課題に加えてほしいというご提案でした。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

では、坂田さんに聞いて、次、浅田さんに行きましょう。

○坂田氏 企業で安全性評価研究を担当しております立場から、ちょっと意見を申し述べさせていただきます。

第3章の「具体的な取組事項」の科学的なリスク評価の推進のところですが、「WSSDの2020年目標」でも科学的根拠に基づくリスク評価、リスク管理の推進ということがしっかりとわかれており、ここにもリスク評価の、あるいはその手法の高度化という表現が何回か出てまいります。これは、高度化するだけではなく、その高度化した手法をしっかりと国内で活用できるようにする必要があるということだと思います。リスク評価も、あるいはばく露評価も、まだまだサイエンスの分野では新しい分野です。ですから、高度化して新しいことをやろうとすると、最初から100%成功するかどうか、ひょっとしたら抜け落ちがあって危険を伴うかもしれません。私自身、各分野について専門の委員会で議論が続けられていることもよく存じておりますが、そこで、せっかく論じた内容が広く使われるようにするためには、最初の第一歩として、どこかでその手法が採用されなければならないということです。その第一歩を踏み出すための何かその施策、後押しですね。それがないと、高度化だけして、学問的には高度化できたのだけれども、広く使われなければちょっと意味がないのかなと。その新しい手法に

はどんな危険が伴うのかということ、企業も、それから国の機関も、それから広く消費者の方々も含めてリスクコミュニケーションして、新しい手法を取り入れましょう、じゃあ、でも、最初はこのぐらいの確度しかありませんよというようなところをしっかりと認識した上で、とにかく進めていかなければ、科学的なレベルは上がらないと思います。科学的根拠のレベルのアップといったところも取り込んでいただけたらなというふうに思っております。

○北野座長 わかりました。ありがとうございます。

○有田氏 ちょっと質問をいいですか、坂田さんに。

○北野座長 質問ですか。有田さん。

○有田氏 危険という言葉と、あと、それから、高度化はいいのですけれども、まだ未解明な部分に対してどのようにお考えかということをお伺いしたい。

○坂田氏 危険度、ハザード、毒性.....

○有田氏 そういう、ただその言葉が使われたただけですか。何か全体的な.....

○坂田氏 そうです。ハザード、危険、いろいろありますけれども、確度といいますか、つまり100%保証できるかという、そのリスク評価で100%保証できるかというところは、新しい手法を最初に取り入れるときにはなかなか難しいところがあると思います。ですので、企業としても二の足を踏むところもございます。しかし、何もしなければ何も進みません。ということで、皆さんとリスクコミュニケーションをして新しい手法を取り入れていくことが必要であり、また、高度化というのは、広く、企業の大小に関わらず取り入れられる簡便な方法という意味であるかもしれません。ですから、リスク評価を世の中に広めるという意味も込めまして、何か具体的な施策があればなというふうに思っております。

○北野座長 ありがとうございます。要するに、リスク評価手法をより科学的にブラッシュアップしていくと。そして、そのできたものをより普及していくということですね。その普及、それによって、さらにまたブラッシュアップできるという。その一つの手法としては、リスクコミュニケーションなんかがあるのではないかという、そういうご意見だと思います。そこは大事なことだと思いますので、高度化と普及とか、そんなようなことを入れたらよろしいと思います。そういう内容でぜひ書いていただきたいと思います。

では、そろそろ時間なので、浅田さん、最後に。

○浅田氏 一つはお願い事項です。やっぱり最初のところで、日本の科学技術政策がハザードからリスクに大きくかじを切ったということ、しっかりこれは書いていただきたいと思います。二つ目は、これは質問なんですけど、一番のところの製品中化学物質のところなんですけど、このA3縦のものを見させていただきますと、どちらかというと化学製品ということに主観で書かれているように思うのですけれど、これはそういう理解でよろしいのでしょうか。

○北野座長 事務局、いかがですか。化学製品に特化するのかという。

○事務局 A3縦、あるいはSAICMの世界行動計画の時点では、製品中の化学物質対策というのは、どちらかというとクローズアップされていませんでしたので、おっしゃるとおり、その剤についての対策をもとに世界行動計画が組み立てられていると。ただし、今議論されている、SAICMの枠組みで言われている新規の課題としての製品中化学物質対策といたしましては、これは資料3の最終ページの にございますけれども、ライフサイクルを通して製品中の化学物質の情報共有等を進めるための国際的なプログラムを立ち上げることが提案されているなど、資料3の最終ページですが、どちらかというと、日化協さんがお進めになっておられますJIPSですとか、あとJAMPですとか、そういった取組とむしろ通底してくるところが多いのかなと。ただし、SAICMで議論されているのは、あくまで国際的な枠組みの世界での話ですので、国際的にこういう——国内だけではなくて、国際的なものも含めて製品中の化学物質の情報流通をどういうふうにしていくのかということが課題になっているのかなというふうに仄聞いたします。

○浅田氏 そうしますと、このA3縦の10ページでは全く構成が異なってくると思いますし、製品のスパイラルプロダクトのことを議論するなら、サプライチェーンの議論を入れざるを得なくなると思うのだけど、その観点のところをどこかに入れていただきたいと思います。

○北野座長 そうですね、確かに。それもちょっとメモをしておいてください。

そろそろ予定の時間となってしまって、座長の不手際で十分議を尽くせなかったと思います。申し訳ないと思います。どうでしょう、今日いろいろご意見があってもちょっと言う機会がなかったという方には、来週一杯ぐらいを目処に、事務局にメールで、こういうことも検討すべきじゃないかとか、その辺を提案いただけますでしょうか。それをまた踏まえた上で、できるだけ反映していくということを考えてと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、恐縮ですが、意を尽くせなかった部分につきましては、そういう形で補完していただければと思っております。よろしいでしょうか。

(了承)

○北野座長 はい。

それでは、あと、最終議題4、その他となっているのですが、事務局からは特段ないですね。今日ご出席のメンバーの皆様方から、何か特別にここで、その他の中で発言したいことがありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○中下氏 一つだけ.....

○北野座長 はい。中下さん、どうぞ。

○中下氏 すみません。一つだけ要望ですが、今日みたいにちょっと時間が足りないのもう少し、2時間というのはちょっとやっぱり、これだけの人数だと短過ぎるのではないかと思いますので、次回はぜひ3時間ぐらい確保していただきたく、お願い申し上げます。

○北野座長 おっしゃるとおりで、事務局もそこを非常に気にしてしましてね。年度末で皆さん大変忙しいということで、今日はあえて1時から2時間にしました。次回以降、もうちょっと時間をとることは十分考えていますので、大変失礼しました。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○北野座長 はい。それでは、これで本日の議事は終了したいと思います。

では、事務局にお返しします。

○事務局 ありがとうございます。本日は、長時間にわたり、活発なご議論を誠にありがとうございました。先ほど先生からお話がありましたとおり、お気づきの点があれば、来週中を目処に、私、福島か、隣の森谷までメールでご連絡いただければと思います。

また、本日の議事要旨、議事録につきましては、皆様にご確認いただいた後、配付資料とあわせて、後日、ホームページ上で公表させていただきたいと思っております。

次回の日程につきましては、後日調整させていただきます。

また、傍聴の皆様方にはアンケート用紙をお配りしておりますので、本日のご意見、ご感想などを自由にご記入の上、受付にありますアンケート回収ボックスにお入れくださいますよう、よろしく願いいたします。今後の参考にさせていただきます。

では、これで第1回化学物質と環境に関する政策対話を閉会いたします。どうもありがとうございました。

○北野座長 どうもありがとうございました。

以上